

皆さんのご意見を聞かせてください

## 市公共施設再配置計画(改訂案)について パブリックコメントを実施します

市では、平成29年度に策定した公共施設再配置計画に基づき、施設の統合などによる再配置の取り組みを進めています。

計画開始から6年が経過し、DXの推進や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会を取り巻く環境が大きく変化しました。また、この間に、貸出施設の利用状況調査や、建物の劣化状況調査などを実施してきました。

これらのことを踏まえ、現在、施設の再配置を行う時期や手法などの一部見直しを進めています。この見直しに当たり、市民の皆さんから広く意見を聴取するため、パブリックコメント(意見公募)を行います。

### ○募集期限

5月26日(金)17時まで

### ○計画(改訂案)の公開場所

- ① 市HP
- ② 企画課窓口(伊豆長岡庁舎2階)
- ③ 市民課大仁支所窓口
- ④ 市民課垂山支所窓口

### ○提出方法

指定の様式に必要事項を記入の上、企画課窓口へ直接持参または郵送、FAX、メールで提出してください。

※指定の書式は、計画案の公開場所または市HPから入手できます。

※電話など口頭による意見の申し出は、趣旨など内容が不明確になるおそれがあるため受け付けません。

※住所・氏名・連絡先を明記していない場合、回答は行いません。

### ○その他

提出されたご意見は氏名などを伏せた状態で公開させていただきます。(意見提出者に対し、直接回答は行いません。)



▲詳細はこちら(市HP)

### ○企画課

☎055(948)1413  
FAX055(948)2915  
メール kikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp

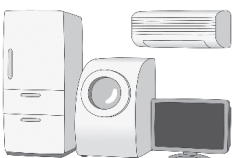
## ごみの分け方・出し方

第39回

### 〜市で回収できないごみについて〜

ご家庭の不要物は、ごみとして市が回収していますが、市で回収できないものは皆さんで処理をお願いします。

### ●テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機



「家電リサイクル法」の対象となるため、リサイクル料金や収集運搬料金を負担し、ご自分で処理してください。

- ① 購入店がわかるとき(購入店へ)
- ② 購入店が不明のとき(自分で処理する場合)↓メーカー(製造者)やインターネットで確認したりリサイクル料金を郵便局に支払い、指定引き取り場所に自分で運ぶ
- ③ 購入店が不明のとき(自分で処理しない場合)↓市の許可を受けた収集運搬業者に依頼する

### ●パソコン

メーカーの説明書に記載された連絡先やHPで直接お申し込みください。事業撤退したメーカーや自作パソコンは

(一社)パソコン3R推進協会へ問い合わせください。☎03(5282)7685

### ●消火器



国内メーカーが販売した消火器は(一社)日本消火器工業会が地域の販売代理店と協力して処理しています。(株)消火器リサイクル推進センター(一社)日本消火器工業会代理)☎03(5829)6773

### ●タイヤ・ピアノ・瓦・ブロック(コンクリートブロックも含む)・塩ビ

回収できないものもあるので、廃棄物対策課に問い合わせください。

※量は、クリーンセンターいずで回収できるようになります。一度に9枚以上捨てる場合は事前に問い合わせください。☎0558(99)9292

※市内の施設では回収していません。

### ○廃棄物対策課

☎0558(76)8001

## 「荒木神社の三番叟」が 市指定無形民俗文化財に指定されました

3月の定例教育委員会で、「荒木神社の三番叟」が伊豆の国市指定無形民俗文化財に指定されました。

荒木神社の三番叟は、原木区の荒木神社例大祭にて、神社の庁屋で奉納される三番叟です。

三番叟とは能楽(翁)式三番とも)

特有の舞で、千歳、翁に続く三番目に狂言方が舞い、五穀豊穣を祈る芸能です。前半の直面で行う「採の段」と、後半の笑顔の老人の顔をかたどった黒い尉面をつける「鈴の段」から構成されており、各地の民俗芸能に先立って祝福芸として演じられることも多く、場を清める重要な役割を持っています。

荒木神社の三番叟は、舞手1人と、下方と呼ばれる複数人の囃子方の大鼓、小鼓、笛、後見で構成されていて、かつては日の出とともに演じられたことから、地元では「日の出さんば」と呼ばれています。



▲荒木神社の三番叟の様子

### ○文化財課

☎055(948)1428

あなたも狙われるかも！悪質商法にご用心

139

## 悪質なSNS上の「お試し定期購入」

(文と絵) 司法書士 山田茂樹

©Shigeki Yamada



引法が改正され、規制強化などがされました。

しかし、現在もその相談は減少していません。近年では、「いつでも解約可能」との内容で申し込みを進めていくと「特別割引」の案内が申込期限のカウントダウンと共に表示される場合があります。ところが、特別割引を利用した申し込みをしたところ、その内容は「いつでも解約可能」ではなく、定期購入が必要な内容の契約だったなどのトラブルがみられます。ご注意ください。

### 【消費生活相談】

伊豆の国市役所大仁庁舎

相談日：毎週月～金曜日、9時～16時  
(12時～13時、年末年始・祝日は除く)

※相談員による相談は月・水・金曜日

伊豆の国市消費生活センター ☎0558-76-8000

伊豆市役所(伊豆市小立野)

相談日：毎週火～木曜日、8時30分～17時15分  
(12時～13時、年末年始・祝日は除く)

伊豆市消費生活センター ☎0558-72-9858